

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年1月22日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2400218号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2400045号

## 第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成29年7月26日は9万9,000円、同年12月22日は13万7,000円、平成30年7月21日は14万7,000円、同年12月24日、令和元年7月20日及び同年12月30日はそれぞれ15万6,000円に訂正することが必要である。

平成29年7月26日、同年12月22日、平成30年7月21日、同年12月24日、令和元年7月20日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月26日、同年12月22日、平成30年7月21日、同年12月24日、令和元年7月20日及び同年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、平成29年7月26日は10万円、同年12月22日は14万円、平成30年7月21日は15万円、同年12月24日、令和元年7月20日及び同年12月30日はそれぞれ16万円に訂正することが必要である。

平成29年7月26日、同年12月22日、平成30年7月21日、同年12月24日、令和元年7月20日及び同年12月30日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月26日  
② 平成29年12月22日  
③ 平成30年7月21日  
④ 平成30年12月24日  
⑤ 令和元年7月20日  
⑥ 令和元年12月30日

請求期間①から⑥までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されて

いたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求者から提出された賞与明細一覧（写）（以下「賞与明細書」という。）並びに事業主の回答及び陳述により、請求者はA社から、請求期間①から⑥までにおいて、賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万9,000円、請求期間②は13万7,000円、請求期間③は14万7,000円、請求期間④から⑥まではそれぞれ15万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年7月26日、同年12月22日、平成30年7月21日、同年12月24日、令和元年7月20日及び同年12月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 賞与明細書により、請求者はA社から、請求期間①に10万円、請求期間②に14万円、請求期間③に15万円、請求期間④から⑥までにそれぞれ16万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額を、請求期間①は10万円、請求期間②は14万円、請求期間③は15万円、請求期間④から⑥まではそれぞれ16万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑥までの訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。